

深川市人材育成事業実施要綱

平成元年 12 月 1 日

訓令第 15 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進するため実施する、深川市人材育成事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第 2 条 市長は、前条に掲げる目的達成のため、深川市人材育成基金の毎年度の運用益金を基本とし、予算の範囲内で次の事業を行う。

（1）国内外の調査研修事業

教育、文化、産業等あらゆる分野で、広い視野と知識、技術等を身につけるため、国外及び国内で調査研修を実施する者に対して補助を行う。

（2）国内外との交流事業

国内外との交流を促進するため、諸地域との人的交流、文化的交流、経済的交流事業等を行う者に対して補助を行う。

（3）講演会等開催事業

市民の意識改革や技術等の情報収集に資するための講演会、研修会、研究会及びイベント等を開催する。

（4）国際交流推進事業

ア 交換留学生制度事業

外国の文化や生活習慣を学び、国際感覚を身につけるため、カナダ・アボツフォード市の高等学校に留学する高校生を持つ保護者に対して補助を行う。

イ 青少年海外派遣事業

外国の文化や生活習慣に触れ、国際感覚を養うため、カナダ・アボツフォード市周辺に交流訪問団を派遣する国際交流推進団体（以下「団体」という。）に対して補助を行う。

（5）地域づくり担い手育成事業

自ら考え自ら行う地域づくりを推進するため、地域づくり担い手育成のための事業を行う。

（6）就農支援促進事業

将来親等の経営基盤を継承するため、学卒後又は U ターンして就農した農家の子弟が自立した経営者となるよう、営農技術や経営能力の向上のための研修などに対して補助を行う。

（補助事業の内容）

第 3 条 事業の内、市が補助を行う場合の対象経費及び金額は、別表に定めるとおりとする。

（補助事業の対象者）

第 4 条 事業の対象者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、就農支援促進事業にあつては、就農支援促進事業補助金交付要綱（平成 16 年深川市訓令第 27 号）第 4 条に掲げる者とする。

（1）本市に住所を有している者

- (2) 本市内の事業所等に勤務している者
- (3) 前2号のいずれかに該当するもので構成する団体
- (4) その他市長が認める者

(申請書等の提出)

第5条 事業の内、市から補助を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、就農支援促進事業にあつては、就農支援促進事業補助金交付要綱第6条に掲げる書類によるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理し、その内容を審査し適当と認めた場合には、補助金交付の決定をするものとする。

(事業計画の変更)

第7条 申請者は、補助金交付決定の内容について変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金交付の決定を受けた者は、事業終了後、原則として1か月以内に事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、事業実績報告書に基づき申請者に交付する。

ただし、市長が認めた場合は、概算払い又は前金払いをすることができる。

(補助金交付決定の取り消し又は返還)

第10条 市長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を受け取ることにについて、不正の行為があつたとき。
- (2) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(適用)

第11条 事業の内、補助に関する事項で、この要綱の定めがない事項については、深川市補助金等交付要綱（昭和51年5月25日制定）の例による。

(その他)

第12条 事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業	補助の内容	
	補助対象経費	補助率及び補助金額
国内外の調査研修事業 国内外との交流事業 国際交流推進事業	1 渡航経費（航空賃、船賃、鉄道賃、車賃など）、滞在費（宿泊料、食費など）、調査研修費（教材購入費、受講料、指導料など）及び市長が必要と認める経費 2 当該事業に対して、国、道及び他団体からの助成等がある場合には、対象経費から控除する	（補助率） 市長が認める対象経費の3分の2以内で、各運用方針で定める範囲の額とする。ただし、青少年海外派遣事業については、運用方針で定める助成金額で積算し、団体に一括交付する。 （補助額） (1) 国内外の調査研修、国内外との交流事業 国外～1人 30万円以内 国外～1団体 60万円以内 国内～1人 15万円以内 国内～1団体 20万円以内 ※ただし、予算の範囲内で執行する。 (2) 交換留学生制度事業 1人 20万円以内
就農支援促進事業	1 パソコン及びソフトの購入経費 2 営農に必要な資格の取得経費 3 その他市長が必要と認めたもの	（補助率及び補助額） 補助率は市長が認める対象経費の2分の1以内で、15万円を限度に助成する。